



第347号
2023年7月17日

愛教労NEWS

愛知県教職員労働組合協議会

滑川市部活動過労死訴訟勝利

部活動は職務命令によるものである

7年前に富山県滑川市の40代の中学校教諭が、部活動などの長時間労働で過労死したことをめぐり、富山地裁は県と市に8000万円余りの支払いを命じました。報道によると、教諭は、月の時間外勤務約125時間のうち98時間を部活動にあてていたこともあったが、市は「教員の自由裁量によるもの」と主張しました。

愛教労はこれまでの交渉において、「朝練習は職務命令によるもの」と県教委に認めさせました。また、**教員特殊業務手当の対象となる休日の部活動についても、職務命令によるもの**との確認を進めています。部活動問題で前進を勝ち取るには、部活動は職務命令によるものと認めさせることが重要です。教員の自発的労働という扱いでは、交渉の対象にすることも使用者の責任を問うことも難しいからです。



ABEMA news / 教諭過労死 部活も勤務と認定 8300万円の賠償命令



画像元ABEMA news

滑川市の判決は、**公務災害と認められた事案**に関するものです。愛教労は、公務災害認定の有無に関わらず部活動が職務命令によるものであることを明らかにし、勤務時間外に及ぶ部活動指導を違法に命じないよう当局に求めています。

【幹事：加藤】

事務所住所：〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26

大須土方ドリームマンション 801

TEL：052-242-4474

FAX：052-242-2938

Mail：aichi@aikyourou.jp

URL：http://www.aikyourou.jp/

HPはこちら



戦争反対！暴力反対！

#NO WAR #STOP WAR